

別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

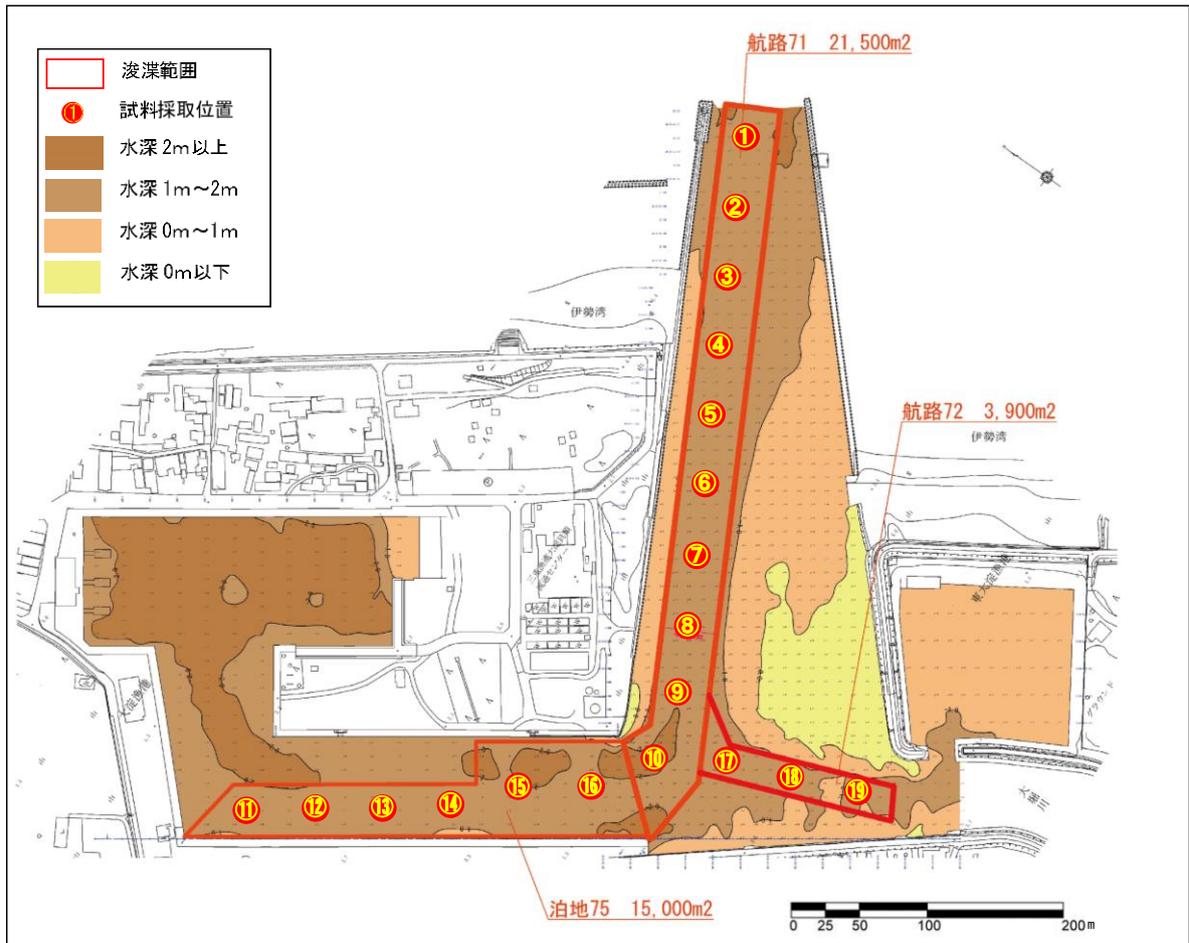
(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は、図 1.1 及び図 1.2 に示す三重県伊勢市及び三重県多気郡明和町内に存する大淀漁港（第2種漁港）であり、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうかを確認するための土砂採取位置は、図 1.2 のとおりである。

なお、浚渫箇所は図 1.2 の赤線で囲われた部分である。



図 1.1 海洋投入処分の対象とする水底土砂の浚渫場所（港湾位置図）



※採取深度は、各浚渫区域の浚渫深さまでとして、以下のとおりとした。

- ・ 航路 71 (No.1~No.10) は潜水土により柱状採泥器にて GL-0.79m まで鉛直採取し全量の土砂を混合した。
- ・ 泊地 75 (No.11~No.16) はGrab式採泥器を用いて GL-0.25m (表層) を採取し全量の土砂を混合した。
- ・ 航路 72 (No.17~No.19) は潜水土により柱状採泥器にて GL-0.77m まで鉛直採取し全量の土砂を混合した。

図 1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と採取試料位置

(2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、試料採取を行った地点を図 1.2 に分析結果を表 1.1 に示す。

試料採取地点は 19 地点である。これらは以下に示す理由により、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものと考えた。

採取地点は、浚渫範囲の土砂の特性を網羅できるよう、湾口から湾奥までの航路及び泊地について、50m 間隔の均等配置の考え方にに基づき水平方向の採取地点を設定した。

また、鉛直方向における性状を把握するため、採取深度を各浚渫区域の浚渫深さまでとして、航路 71 (No.1~No.10) は GL-0.79m、航路 72 は GL-0.77m の深さまで鉛直採取し、泊地 75 (No.11~No.16) は GL-0.25m (表層) を採取し、混合したものを 1 試料として分析した。

なお、GL-0.5m 以深の試料については、水底土砂に係る判定基準の (0.5m/採取深度 m) として比較することとして、航路 71 は、 $0.5/0.79=0.63$ 倍、航路 72 は、 $0.5/0.77=0.65$ 倍の判定基準と比較した。

採取土砂の分析結果より、浚渫計画地点の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」^{※1} を全て満足している。

また、浚渫場所は三重県の太平洋沿岸であることから「指定水底土砂」^{※2} に該当しない。

したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 号) 第 10 条第 2 第 5 号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

※1 「水底土砂に係る判定基準」

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令 (昭和 48 年 総理府令第 6 号) により定める水底土砂に係る判定基準および、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 (昭和 46 年政令 201 号) により定める「特定水底土砂」の判定基準

※2 「指定水底土砂」の判定基準

環境大臣が指定する海域 (田子の浦港、三島・川之江港) から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量が 20% 以上であること。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 17 年政令 209 号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定 (昭和 48 年環境庁告示第 18 号) 関連

表 1.1 (1) 水底土砂の判定基準への適合状況

番号	項目	単位	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	判定基準*	判定
			試料採取日	—	H29.3.23	H29.3.23	H29.3.23		
1	アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.00315 以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.063 以下	○
5	有機燐化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.63 以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.315 以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.063 以下	○
8	シアン化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.63 以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.00189 以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.89 以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01	1.26 以下	○
12	ふっ化物	mg/L	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	9.45 以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.189 以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.575 以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.26 以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.756 以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.945 以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	<4	25.2 以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.126 以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0126 以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0252 以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.63 以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.252 以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1.89 以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0378 以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0126 以下	○
28	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0378 以下	○
29	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0189 以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.126 以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.315 以下	○
34	カドイオン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.97	1.7	1.2	1.6	1.8	6.3 以下	○

※1 判定基準の出典：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）

※2 柱状試料 0.79m 分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の 0.5/0.79=0.63 倍とした。

表 1.1 (2) 水底土砂の判定基準への適合状況

番号	項目	単位	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10	判定基準*	判定
			試料採取日	—	H29.3.21	H29.3.21	H29.3.21		
1	アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.00315 以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.063 以下	○
5	有機燐化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.63 以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.315 以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.063 以下	○
8	シアン化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.63 以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.00189 以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.89 以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.26 以下	○
12	ふっ化物	mg/L	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	9.45 以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.189 以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
15	バリウム又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.575 以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.26 以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.756 以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.945 以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	<4	25.2 以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.126 以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0126 以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.0252 以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.63 以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.252 以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1.89 以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0378 以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0126 以下	○
28	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.0378 以下	○
29	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0189 以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.126 以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.063 以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.315 以下	○
34	カドイオン類(溶出)	pg-TEQ/L	1.6	2.8	1.0	1.2	2.0	6.3 以下	○

※1 判定基準の出典：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）

※2 柱状試料0.79m分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の0.5/0.79=0.63倍とした。

表 1.1 (3) 水底土砂の判定基準への適合状況

番号	項目	単位	No. 11	No. 12	No. 13	No. 14	No. 15	No. 16	判定基準*		判定
			H29. 3. 23	H29. 3. 23	H29. 3. 23	H29. 3. 23	H29. 3. 24	H29. 3. 24			
試料採取日		—	H29. 3. 23	H29. 3. 23	H29. 3. 23	H29. 3. 23	H29. 3. 24	H29. 3. 24			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと		○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005	以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1	以下	○
5	有機燐化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1	以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.5	以下	○
7	ひ素又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.1	以下	○
8	ジアン化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1	以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.003	以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	3	以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	2	以下	○
12	ふっ化物	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	15	以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.3	以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	2.5	以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	2	以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1.2	以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1.5	以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	<4	<4	40	以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2	以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02	以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.04	以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	1	以下	○
24	ジス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.4	以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	3	以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06	以下	○
27	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02	以下	○
28	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.06	以下	○
29	ジマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.03	以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.2	以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.5	以下	○
34	ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	5.5	5.8	4.0	6.0	3.7	4.6	10	以下	○

※判定基準の出典：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）

表 1.1 (4) 水底土砂の判定基準への適合状況

番号	項目	単位	No. 17	No. 18	No. 19	判定基準*		判定
			H29. 3. 17	H29. 3. 17	H29. 3. 17			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと		○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.00325	以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.065	以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.065	以下	○
5	有機燐化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.65	以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.325	以下	○
7	ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.065	以下	○
8	シアン化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.65	以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.00195	以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	1.95	以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	1.3	以下	○
12	ふっ化物	mg/L	0.3	0.2	0.5	9.75	以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.195	以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.065	以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	1.625	以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	1.3	以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.78	以下	○
18	バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	0.975	以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	26	以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.13	以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.013	以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.026	以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.65	以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.26	以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1.95	以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.039	以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.013	以下	○
28	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.039	以下	○
29	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0195	以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.13	以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.065	以下	○
32	ゼレン又はその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.065	以下	○
33	1,4-ジキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.325	以下	○
34	ダイキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	5.8	5.7	6.0	6.5	以下	○

※1 判定基準の出典：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年 総理府令第6号）

※2 柱状試料0.77m分を混合して分析したため、判定基準は通常基準値の0.5/0.77=0.65倍とした。